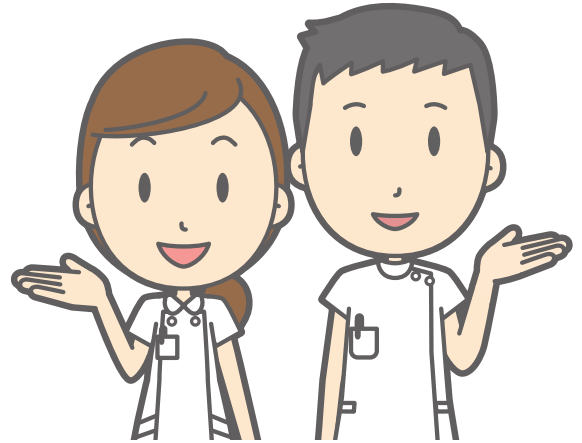


協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年8月)

柔道整復師 (整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。

しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。



健康保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については
医師の同意が必要です
(応急処置を除く)



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 仕事中や通勤途上におきた負傷

正しく受診するためのポイント

負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合、通勤途上に負った負傷に健康保険は使えません。

「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。記入する際は傷病名・日数・金額に間違いがないか、よく確認しましょう。

治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

わが社の健康経営®

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。
「健康経営®」は、社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の事業所様

有限会社ループ様

事業所所在地：青森県三沢市 従業員数：89名 事業内容：廃棄物処理業

取組内容

- ・朝礼時のラジオ体操 ・あいさつ運動
- ・健康診断全員実施、再検査の義務付け
- ・保健指導対象者の保健指導を勤務時間内に全員実施
- ・屋外喫煙所の設置 ・毎日のアルコールチェック
- ・週一回の血圧測定 ・健康を保つ食事のチラシを作成

取組のご感想を伺いました！

健康経営取り組み前と比較し、会社と従業員が一方通行ではなく双方向で健康意識が醸成されている。

健康を保つ「まめ、ごま、海藻、野菜、魚、きのこ、いも」を、毎日食べる従業員が増えた。



青森県「健康経営認定制度」の認定を目指す事業所様へ

健康づくり担当者養成研修のご案内

青森県「健康経営認定制度」の認定要件の一つとして、事業所に設置が求められる「健康づくり担当者」を養成するための研修です。認定を目指す事業所様は、青森県ホームページよりお申込み方法等をご確認ください。

開催日程	開催場所
終了 7月2日(金)9時25分～16時30分	リンクステーション青森 大会議室
終了 7月28日(水)9時25分～16時30分	三沢市公会堂/三沢市立中央公民館
9月17日(金)9時25分～16時30分	八戸市福祉公民館 大会議室 手話教室
10月1日(金)9時25分～16時30分	弘前市民文化交流館(ヒロロ)4階ホール
11月12日(金)9時25分～16時30分	南部町総合保健福祉センターゆとりあ
11月26日(金)9時25分～16時30分	リンクステーション青森 大会議室



全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ

〒030-8552 青森市長島2-25-3

ニッセイ青森センタービル 8階 TEL 017-721-2799(代表)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>